
徳島県無電柱化推進計画



令和 3 年 3 月

(令和 7 年 3 月 修正)

はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけではなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成28年に成立、施行された。

無電柱化法第8条においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県無電柱推進計画の策定を都道府県の努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく徳島県無電柱化推進計画として、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。



1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 徳島県における無電柱化の現状

徳島県における無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝の整備や要請者負担方式による地中化が進められており、令和6年度末現在、国県市町合わせて約34kmが完了している。このうち県管理道路については約12kmとなっている。

また、県内には、県が管理する緊急輸送道路が831kmあり、災害時における拠点施設を結ぶ緊急輸送道路ネットワークの確保は重要な課題であり、地震や台風など災害時における電柱の倒壊リスクを低減できる無電柱化の必要性は高まっている。

2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

これまでの無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めてきているが、今後は、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化が必要な道路において強力に推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。（無電柱化法第2条）」の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により本県の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとする。

3) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事計画や地上機器の設置場所等について、関係事業者等の合意形成が重要である。そのため、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取り組みを進める。

① 防災

災害時の救急活動、物資輸送を円滑に行うため、緊急輸送道路や、重要施設へのアクセス道路について無電柱化を推進する。特に、人口密度とともに電柱・電線の密度が高い市街地の道路においては、災害時の被害が甚大となる恐れがあるため、優先して無電柱化を推進する。



緊急輸送道路の無電柱化
(県道 38 号 沖ノ洲 徳島本町線)

② 安全・円滑な交通確保

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に位置づけられた、重点整備地区等においてバリアフリー化が必要な特定道路の無電柱化を推進する。また、通学路においては、移動しやすく安全な歩行空間を確保する。

③ 景観形成・観光振興

自然公園法の指定区域に位置づけられる区域などにおいて無電柱化を推進し、良好な景観を形成することにより、観光地としての魅力アップや活性化を図る。

④ 自転車利用環境の向上

「徳島県自転車活用推進計画」及び市町村が策定する自転車活用推進計画に基づき、自転車ネットワーク計画に位置づけられた道路において、自転車通行空間の整備と併せて無電柱化を推進する。

⑤ 道路事業に合わせた無電柱化

上記の他、道路事業や面整備事業の道路事業（道路の維持に関するものを除く。）や市街地開発事業その他これらに類する事業（以下、「道路事業等」という。）が実施される際に、電線管理者による無電柱化を推進する。



市街地再開発事業に合わせた無電柱化
(県道33号小松島佐那河内線)

2. 無電柱化推進計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

3. 無電柱化の推進に関する目標

計画期間内において7.38kmの無電柱化事業を推進。

	路線名称	区間	延長(km)	整備延長(km)	選定理由	計画目標
①	徳島鴨島線	徳島市吉野本町5丁目 ～南田宮2丁目1	0.67	1.34	DID、第2次緊急輸送道路、自転車利用環境	事業推進
②	沖ノ洲徳島本町線	徳島市安宅2丁目6 ～福島2丁目3	0.56	1.12	DID、第1次緊急輸送道路、自転車利用環境	事業推進
③	沖ノ洲徳島本町線	徳島市北沖洲3丁目2 ～安宅2丁目5	1.39	2.78	DID、第1次緊急輸送道路、自転車利用環境	事業推進
④	鳴門公園線	鳴門市土佐泊浦	0.4	0.4	景観、観光、自然公園	事業推進
⑤	沖ノ洲徳島本町線	徳島市徳島本町3丁目 ～徳島本町2丁目	0.35	0.7	DID、第1次緊急輸送道路、バリアフリー、自転車利用環境	事業着手
⑥	徳島鴨島線	徳島市徳島町城内 ～下助任町4丁目	0.52	1.04	DID、第2次緊急輸送道路、自転車利用環境	事業着手
	合計		3.89	7.38		

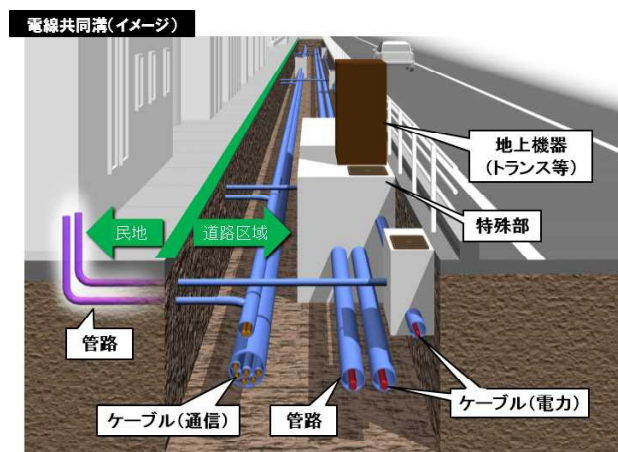
4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式を積極的に採用する。



電線共同溝整備イメージ

(出典：国土交通省HP)

	管路の浅層埋設 (実用化済)	小型ボックス活用埋設 (実用化済)	直接埋設 (国交省等において実証実験を実施)	角型多条電線管【FEP管】 (実用化済)
整備手法	現行より浅い位置に埋設  浅層埋設の事例	小型化したボックス内にケーブルを埋設  小型ボックスの事例	ケーブルを地中に直接埋設  直接埋設の事例(京都)	安価で弾性がある角型多条電線管を地下に埋設  東京都無電柱化計画より引用 FEP管のイメージ

低コスト手法の整備手法

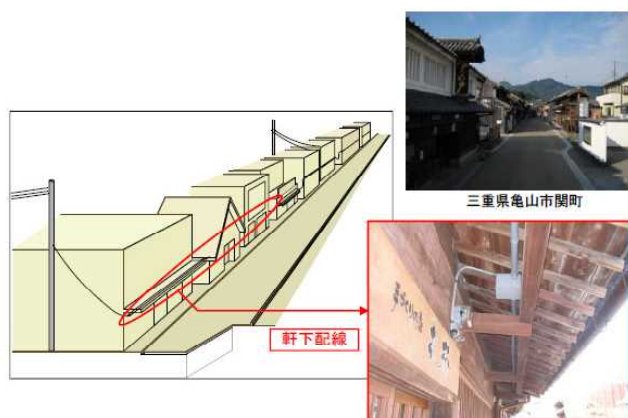
(出典：無電柱化推進のあり方検討委員会)

② 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、電線共同溝の整備を行わない道路については、電線管理者に単独地中化方式による無電柱化を要請する。単独地中化の実施に際しては、地域住民等の合意形成等無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力する。

③ 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を検討する。



軒下配線方式の整備事例

(出典：国土交通省HP)

④ 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第12条に基づき、道路事業等が実施される際には、電線管理者に計画等について情報提供を行い、無電柱化を実施しやすいよう施工時期等の調整が適切に実施されるよう協力する。

上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式による整備を行うとともに、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう支援する。

また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

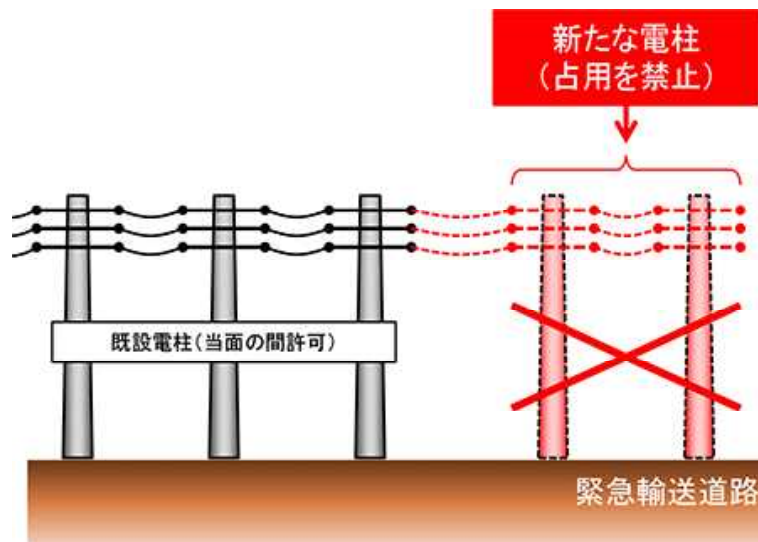
さらに、民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平準化にも資するPFI手法の採用を検討する。

2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

① 占用制限制度の適切な運用

本県において、令和2年3月から実施している緊急輸送道路等における新設電柱の占用を制限する措置について適切に運用する。また、国において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討する。



占用制限措置イメージ

(出典：国土交通省HP)

② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を検討する。

3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者等からなる四国地区無電柱化協議会徳島県部会

を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

② 工事・設備の連携

県管理道路において、道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行う。

③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を検討し、管理者の同意を得て進める。

④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に市民の協力が得られるよう、「無電柱化の日」を活かしたイベントを実施するなど、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

また、無電柱化の実施状況、効果等について、ホームページ等を活用して周知し、理解を広げる。



無電柱化パネル展の様子

2) 無電柱化情報の共有

国と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、本県の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。